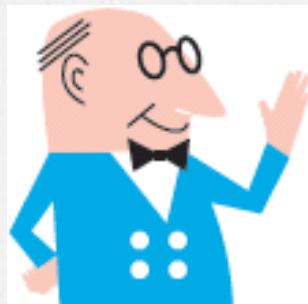


# 台東区世界遺産登録推進PRロゴ ・マスコットキャラクター

## 使用マニュアル



ルールを守って使おう！

# 目次

第1章 申請手続きについて P3~P15

第2章 デザインについて P16~P18

第3章 Q&A P19~P22

# 第1章 申請手続きについて

## 重要

「世界遺産登録推進PRロゴ」や「コルビおじさん」のイラストを使用する場合、事前に申請による許可を得ることが必要です。

- ①申請書(印鑑が必要です)
- ②商品等の見本(企画書・図案でもOK)
- ③企業・団体等の概要書

申請書に必要事項を記入のうえ、事務局へ郵送  
または持参してください。

提出先 〒110-8615

東京都台東区東上野4丁目5番6号  
台東区役所 世界遺産登録推進室

申請書はホームページからのダウンロード  
又は事務局よりFAXにてお送りします。

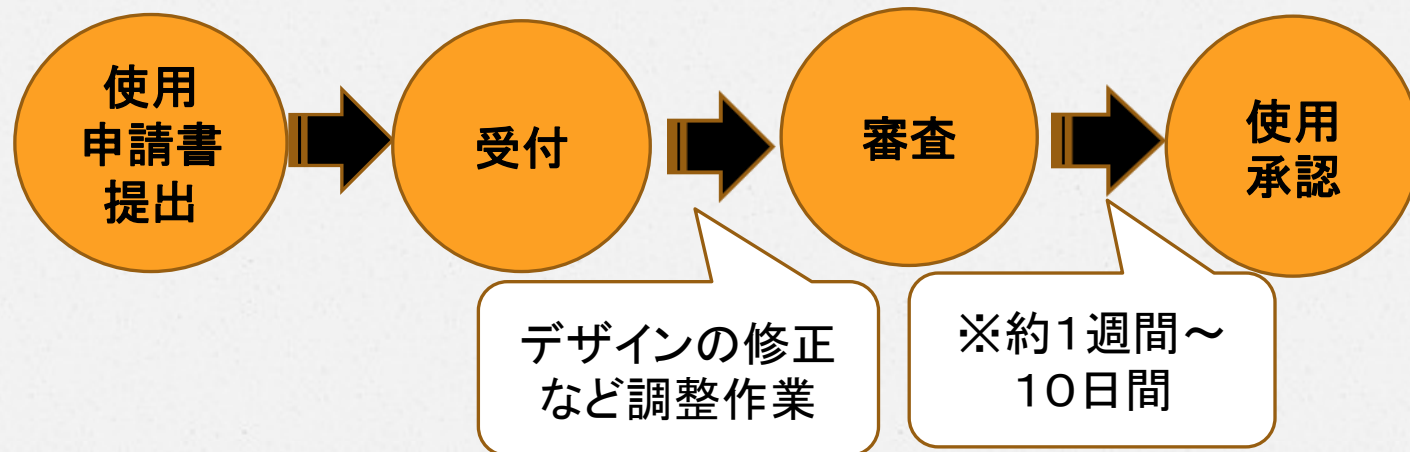
世界遺産登録推進ホームページ  
<http://www.city.taito.lg.jp/sekaiisan/>

台東区世界遺産登録推進室  
TEL 03-5246-1082  
FAX 03-5246-1339

受付終了後、審査から使用承認まで約1週間～10日程度かかります。

余裕を持ってお早目に提出してください。

※修正等が必要な場合は、上記の期間以上かかることがあります。



※新聞・テレビ・雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合は除きます。

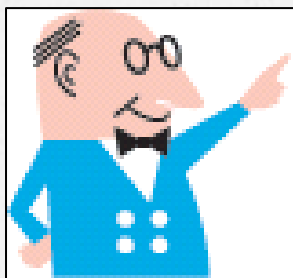
## 重要

「世界遺産登録推進PRロゴ」や「コルビおじさん」のイラストには、「承認番号」を必ず付けてください。



+

【日本語表記】  
©台東区〇〇〇  
【英語表記】  
©Taito City 〇〇〇



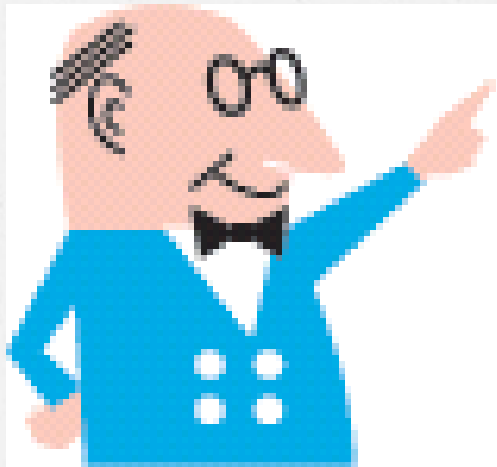
+

【日本語表記】  
コルビおじさん©台東区〇〇〇  
【英語表記】  
Corbi-ojisan ©Taito City 〇〇〇

## 【記載例】

「承認番号」は下記のように記載してください。

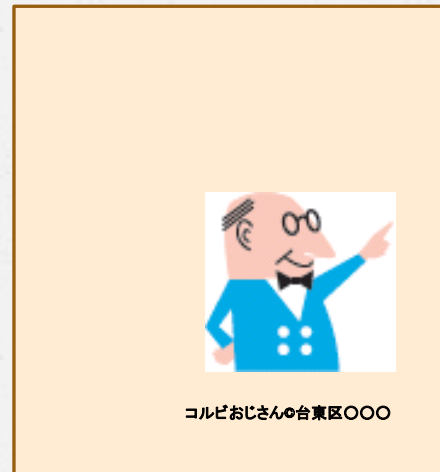
### 【印刷物の場合】



コルビおじさん©台東区〇〇〇

### 【商品の場合】

- ・パッケージ自体に記載する



## 申請書の 記入例 (第1号様式)

第1号様式(第4条関係)

平成25年 ○月 ○日

台東区長 様

申請者 住所○○○—○○○  
 (所在地) ○○区○○○丁目○○—○○  
 氏名  
 (名称及び代表者名) ○○ ○○ 印

台東区世界遺産登録推進PRロゴ及びマスコットキャラクターデザイン使用申請書

下記のとおり、PRロゴ及びマスコットキャラクターデザインを使用したいので申請します。なお、台東区世界遺産登録推進PRロゴ及びマスコットキャラクターデザイン使用取扱要綱第5条第1項第1号から第7号までに該当すると認められた場合には、直ちに使用を中止することを誓約します。また同要綱第8条の規定についても、遵守することを誓約します。

### 記

使用対象物件	世界遺産登録推進PRロゴ 計1種類	
使用目的	世界遺産登録に向けたPRイベントを開催するにあたり、チラシや啓発グッズ(メモ帳)を作成するため。	
使用方法	イベントチラシの表面及びメモ帳の表紙に使用する。	
使用期間	平成○○年○月○日から 平成○○年○月○日まで	
使用数・製作数	イベントチラシ:1点、A4、カラー、計1,000枚 メモ帳:1点、150mm×70mm、計20,000個	
連絡先	(担当者) ○○ ○○	(電話番号) 03-○○○○-○○○○ (FAX) 03-○○○○-○○○○

※添付書類

- ①企画書、見本等(レイアウト、スケッチ、原稿等)
- ②申請者の概要書
- ③その他参考資料



## 個人で申請される方の添付書類 「プロフィールがわかるもの」について

商店など  
の場合

主に販売品やいつごろからお店をはじめたかなど、下記のような内容をお出してください。

お名前	
ご住所	
電話番号	
お店の経歴 (取扱い商品等)	

※現在、使用中の方で、使用期間の更新を希望する場合には、更新申請が必要です。

- ・パンフレットの増刷
- ・同じ商品の生産拡大
- ・悪天候によるイベントの順延

以前申請された商品と別の商品を申請される場合は、新規での申請が必要になります。  
(この場合、承認番号は前回と異なります。)

第4号様式(第7条関係)

台東区長 \_\_\_\_\_ 年 月 日  
あて 申請者 住所  
\_\_\_\_\_  
(所在地) 氏名  
\_\_\_\_\_  
(名称及び代表者名) 印 \_\_\_\_\_

台東区世界遺産登録推進 PR ロゴ及びマスコットキャラクターデザイン  
使用承認期間更新申請書

年 月 日付第 号で承認を受けた PR ロゴ及びマスコットキャラクターデザイン  
の使用について、下記のとおり承認期間の更新を申請します。  
なお、台東区世界遺産登録推進 PR ロゴ及びマスコットキャラクターデザイン使用取扱要  
綱第5条第1項第1号から第7号までに該当すると認められた場合には、直ちに使用を中  
止することを誓約します。また同要綱第8条の規定についても、遵守することを誓約しま  
す。

記

承認番号		
希望更新期間	年 月 日から	
	年 月 日まで	
更新理由		
連絡先	(担当者)	(電話番号)

※添付書類  
①企画書、見本等(レイアウト、スケッチ、原稿等)  
②申請者の概要書  
③その他参考資料

第4号様式 使用承認期間更新申請書

※デザインや種類を増やしたい場合など、現在、使用中の方で、内容を変更する場合には、変更申請が必要です。

- ・キーホルダーのデザインを変えたい
- ・追加で色の種類を増やしたい
- ・申請時より販売数が増えた

以前申請された商品と別の商品を申請される場合は、新規での申請が必要になります。  
(この場合、承認番号は前回と異なります。)

第5号様式 (第1条関係)

台東区長 へて 申請者 住所  
(所在地) \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
(名称及び代表者名) 印 \_\_\_\_\_

台東区世界遺産登録推進 PR ロゴ及びマスコットキャラクターデザイン  
使用承認変更申請書

年 月 日付第 号で承認を受けた PR ロゴ及びマスコットキャラクターデザイン  
の使用について、下記のとおり変更したいので申請します。

なお、台東区世界遺産登録推進 PR ロゴ及びマスコットキャラクターデザイン使用取扱要  
綱第5条第1項第1号から第7号までに該当すると認められた場合には、直ちに使用を中  
止することを誓約します。また同要綱第8条の規定についても、遵守することを誓約しま  
す。

記	
承認番号	(変更後)
変更内容	(変更前)
変更理由	
連絡先	(担当者) (電話番号)

添付書類  
①台帳簿、原本等 (レイアウト、スケッチ、原稿等)  
②申請書の複製書  
③その他参考資料

第5号様式 使用承認変更申請書

## 申請書の添付する「商品等の見本」について

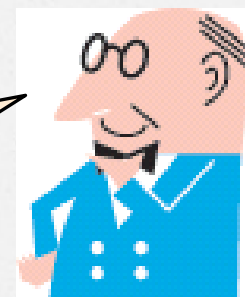
---

商品（見本）の現物か、その写真・イラスト、または商品の仕様書など、どのように使用するか具体的にわかるものが必要です。

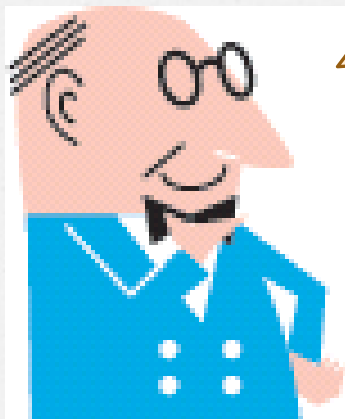
「承認番号」もサンプルとして記載してください。

(例) コルビおじさん©台東区〇〇〇

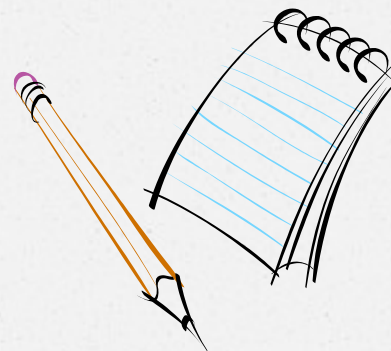
どこに、どのように使用する  
か具体的に教えてね！



出来上がった成果物は、現物を事務局へ郵送・持参してください。



商品等の場合は、完成品を提出してください。ホームページや広告の場合は、印刷したもの等を提出してください。



# 使用にあたっての留意事項

- ① 使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、区は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負いません。
- ② 使用承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- ③ 商標法(昭和34年法律第127号)による商標登録、意匠法(昭和34年法律第125号)による意匠登録等、著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録しないこと。

よく読んでね！



# 次の場合、使用を承認しません！

---

- (1) 法令若しくは公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 不当の利益を得るために使用すると認められるとき。
- (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (5) 台東区の品位を傷つけ、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (6) 世界遺産登録推進の趣旨に反する目的で使用すると認められるとき。
- (7) 第8条に規定する項目に基づき使用せず、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (8) その他区長が使用について不適當であると認めるとき。

## 第2章 デザインについて

### 【「コルビおじさん」のプロフィール】

- ・近代建築の巨匠ル・コルビュジエの分身です！
- ・台東区のキャラクターです！
- ・世界遺産登録を目指し、日々PRに励んでいます！



※個別の企業・団体や商店、商品の応援はできません。デザイン規定に沿って、正しく、中立公平に使用してください。



# 台東区世界遺産登録推進PRロゴ

## 台東区世界遺産登録推進 PR ロゴ



★色指定

赤=PANTONE 1 8 6 C

青=PANTONE 2 8 2 C



★色指定

赤=PANTONE 1 8 6 C

青=PANTONE 2 8 2 C



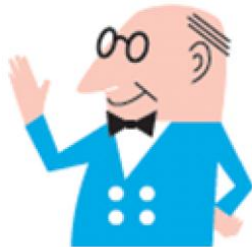
★色指定

緑（濃い）=DIC 6 5

緑（薄い）=DIC 1 6

# コルビおじさん

マスコットキャラクター「コルビおじさん」



★色指定

肌=M25%・Y20%

髪の毛・メガネ=K100%

蝶ネクタイ・靴=K100%

服=C80%・M10%

# 第3章 Q&A

Q 1 利用料は発生しますか？

A 1 商品等の販売を目的とした場合も含め、当分の間、無料です。

---

Q 2 使用承認を受けた商品などの使用期間に制限はありますか？

A 1 使用承認期間は2年以内です。承認期間を延長する場合は、更新申請が必要です。(P10参照)

Q 3 申請書の印鑑は、何を使えばいいでしょうか？

A 3 法人・任意団体⇒法人印または代表者印

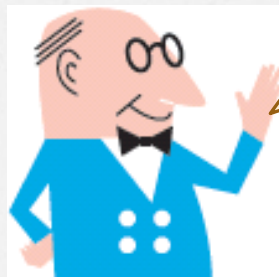
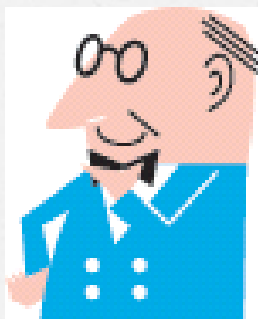
個人⇒個人印（認印、シャチハタ不可）

---

Q 4 「コルビおじさん〇〇」など、商品の名前や店名に「コルビおじさん」の冠を付けて良いですか？

A 4 「コルビおじさん」は、台東区のキャラクターですので、性格付けやイメージ付けがなされるような使い方や特定企業をイメージさせるような使い方はできません。このような観点から、原則として商品や屋号、店名に「コルビおじさん」の冠を付けていただくことはできません。

世界遺産登録を  
応援しよう！



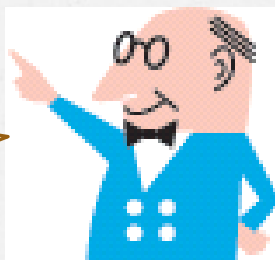
〇〇商店



※店名などをコルビおじさんに持たせたり、ふきだして言わせることはできません。

〇〇ボールペン

書きやすい！



※コルビおじさんが特定商品の名前を指差したりすること、おススメするような表現はできません。

Q5 「世界遺産登録推進PRロゴ」や「コルビおじさん」の色を変えてもかまいませんか？

A5 指定色を利用してください。（P17・P18参照）また、変形させることもできません。個別にどのような商品等かを確認した上で使用の承認を判断しますので、申請書には必ず見本（見本が添付できない場合は、写真・図等）を添付してください。



## 台東区役所世界遺産登録推進室世界遺産登録推進担当

〒110-8615 台東区東上野4-5-6

TEL 03-5246-1082(直通) FAX 03-5246-1339